

市町国保事務の標準化・効率化について

平成30年12月21日

保険税および一部負担金の減免に係る標準的な運用基準例の設定について

標準的な運用基準例の基本的な考え方

- ・ 保険税および一部負担金の減免については、市町間で減免の基準が異なっているため、被保険者が市町間で住所異動をした場合に、保険税や一部負担金の負担がある程度公平になるよう減免に係る標準的な運用基準例を定める。
- ・ 各市町が本基準例の考え方を踏まえつつ、自市町の財政状況等に応じて独自の減免基準を定めることは差し支えない。

保険税減免に係る標準的な運用基準例（H30.10.26連携会議において決定）

（1）減免事由

- ①災害減免 … 震災、風水害、火災等により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②事業休廃止等減免 … 事業休廃止、失業、死亡又は傷病により、当年所得見込額が前年所得額に比べて著しく減少した場合
- ③給付制限減免 … 国民健康保険法第59条による給付制限を受ける（刑事施設等に収監される）期間がある場合
- ④旧被扶養者減免 … 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで、それまで扶養されていた被扶養者が国保加入となった場合

（2）減免割合

- ①、②は損害の度合や所得の減少具合に応じて、それぞれ6区分、12区分の減免割合を設定。③は収監期間を全額減免、④は応能割を全額減免、応益割を1/2減免。

一部負担金減免に係る標準的な運用基準例（H30.11.20連携会議において決定）

（1）減免事由

- ①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

（2）減免割合

- ①の場合は全額減免、②、③は所得の状況や預貯金額に応じて4区分の減免割合を設定。

今後の方針

- ・ 条例により減免事由を規定しているが詳細な減免事由等を定めていない市町は、本基準例を基に要綱等を制定し、減免に係る運用基準を定める。